

主管対策部：
総合対策部
関係対策部：
各対策部

資料編2-1
災害配備体制・基
準及び配備部局

第2章 災害対応組織の設置

第1節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて横須賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置基準

市長（市長が登庁できないときは、[第2部第6章第1節の2に規定する代理者](#)）は、以下に示す場合は、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

区分	概要
市域観測震度によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、本市光の丘または坂本町で、震度5弱以上の揺れを観測したと発表した場合。
津波警報等によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、東京湾内湾または相模湾・三浦半島の津波予報区に、津波警報（津波）または津波警報（大津波）を発表した場合。
東海地震情報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、東海地震注意情報または東海地震予知情報を発表した場合。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、以下の場所に設置する。

項目	概要
設置場所	横須賀市小川町11番地 消防局庁舎4階 災害対策本部室
代替施設の指定	本市消防局庁舎は、免震構造で建築され、自家発電装置を備えているため、代替施設が必要になる状況は考えづらいが、万が一の場合には、市役所本庁舎5階正庁に設置する。

3 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、以下により通知する。

項目	概要
各部局・関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。
看板等による標示	総合対策部は、本部室入口及び庁舎の主要な入口に、看板等により災害対策本部が設置された旨を標示する。

4 政府現地対策本部等との連携

本部長は、国の非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部、県の現地災害対策本部等が市内に設置された場合には、連絡員の相互派遣やテレビ会議を活用するなど、十分に連携を図りつつ、機動的な災害応急対策を実施するものとする。

5 災害対策本部の廃止

本部長は、以下に示す場合は、災害対策本部を縮小または廃止することができる。なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記3に準じて関係者等に通知する。

区分	概要
市域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合。
津波警報等によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合。
東海地震情報によるもの	気象庁（横浜地方気象台）が、東海地震注意情報または東海地震予知情報を解除した場合。